

# 業務委託契約書

- 1 業務名： 令和6年度スポーツアクティベーションひろしまプロジェクト運営補助等業務
- 2 履行場所： 広島県
- 3 履行期間： 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 委託料 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_)

5 契約保証金： 免除（広島県契約規則第4条第1項第5号）

## 6 特約事項:

この契約の特約事項の内容が別紙業務委託契約約款に定める内容と矛盾する場合には、この契約の特約事項に定める内容が優先するものとする。

### (1) 報告書の提出

- ア 受注者は、6か月毎に速やかに委託業務報告書を発注者に提出するものとする。
- イ 発注者は、6（1）アの規定により、報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に委託業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、不備があると認められるときは、受注者に補正させることができる。この場合、補正にかかる費用は、受注者の負担とする。

### (2) 委託料の支払い

受注者は、6（1）イに規定する審査で適切に委託業務が実施されたと認められたときは、別紙支払内訳書に定める額を発注者に請求するものとし、発注者は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。発注者が支払期日までに受注者に対して委託料を支払わないときは、発注者は受注者に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの委託料につき、年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年3月 日

発注者	住所	広島市中区基町10-52
	氏名	代表者 広島県知事 湯崎 英彦
受注者	住所	
	氏名	

## 支払内訳書

1 委託料限度額 金 \_\_\_\_\_ 円

## 2 支払方法

- (1) 委託料の支払いは、6か月毎に行うものとする。  
(2) 各回の支払額は次のとおりとする。

支払回	支払限度額	業務実施期間
第1回	「業務委託契約書4」で定める額の40%の額。 なお、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日
第2回	「業務委託契約書4」で定める額から、第1回で支払済の額を差し引いた額	令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日